

京田辺市固定資産評価審査委員会規程第1号

京田辺市固定資産評価審査委員会の所管に係る情報セキュリティに関する規程

京田辺市固定資産評価審査委員会の所管に係る情報セキュリティについては、他に特別の定めがある場合を除くほか、京田辺市情報セキュリティに関する規程（令和8年京田辺市訓令第3号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。